

ご利用の手引き

資金名	経営円滑化貸付			
目的	売上高の減少や利益率の減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融対象資者	県内で事業を営む中小企業者等で次の①から③のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（SN）保証5号の認定を受けた者 [その他のポイント①] ② 最近3か月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者 [その他のポイント②③④] ③ 創業後1年3か月未満であり、かつ最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比べて5%以上減少している者 [その他のポイント②③⑤]			
資金使途	運転資金			
借換	既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑥⑦]			
融資条件	利率	年1.65% (固定)	期間	10年以内 (うち据置2年以内)
	限度額	1企業・1組合 1億円	預託	あり
	信用保証	融資対象者①の場合：必ず保証協会の保証を付ける 融資対象者②③の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：SN保証5号に対応（融資対象者②③の場合は保証制度を問わない）		
	責任共有制度	原則として対象 [その他のポイント⑧]		
	保証料率	SN保証5号を利用の場合：年0.80% 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② SN保証5号の認定書（融資対象者①の場合） ③ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号）（融資対象者②の場合） ④ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後1年3か月未満）（様式第14号）（融資対象者③の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー				
その他のポイント	① SN保証5号のすべての認定要件（売上高要件、売上高要件（創業者）、原油高要件、利益率要件）が対象です。SN保証5号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のSN保証担当窓口にお問い合わせください。			

- ② 融資対象者②③の場合は、融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号）又は経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後1年3か月未満）（様式第14号）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。
- ③ この場合の「最近3か月」（「最近1か月」）は、原則として融資申込月の直近の3か月（1か月）ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の3か月（1か月）の売上高が確認できない場合に限り、最大3か月まで遡ることを可能とします。例えば、10月中に融資申込を行う際の「最近3か月」は、通常であれば「9月、8月、7月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「6月、5月、4月」とすることができます。
- また、建設業のように売上高が毎月安定的に計上されずに特定の時期に偏る業種の場合、「最近3か月」を「最近6か月」と読み替えるなど、弾力的な運用も可能とします。
- ④ 法人成り、債務者変更により申請者と前年同期における事業者が異なる場合、事業の同一性が確認できれば、法人成り前の個人もしくは変更前債務者との比較をすることで差し支えありません。
- ⑤ 創業時点は、法人であれば法人謄本（履歴事項全部証明書）、個人であれば開業届や許認可証などによりご確認ください。
- ⑥ 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

<経営円滑化貸付の借換対応表>

		今回実行する経営円滑化貸付	
		保証を付けて実行	保証を付けず実行
		○……借換可能 ×……借換不可	
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○
		県制度融資等でない	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×
		県制度融資等でない	×

- ⑦ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑧ 本貸付に付すことができる保証は、原則として、一般保証、SN保証5号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して本貸付を利用することはできません。
- ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

<経営円滑化貸付の責任共有制度対応表>

新規融資のみの場合			今回実行する経営円滑化貸付
借換の場合	既往借入金が責任共有制度対象保証を付している	既往借入金が県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ付すことができる
		既往借入金が県制度融資等でない	
	既往借入金が責任共有制度対象外保証を付している	既往借入金が県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可（追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ付すことができる

- ⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号又は第14号）について、取扱金融機関の本店又は母店できりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）